

和歌山工業高等専門学校文書専決規則

制 定 昭和47年10月17日
最近改正 平成18年4月1日

第1条 和歌山工業高等専門学校文書処理規則第12条第2項に規定する文書の決裁については、この規則の定めるところによる。

第2条 この規則により処理される専決事項及び専決者は、別表のとおりとする。

第3条 この規則の運用に関し、疑義のあるときは、事務部長が決定する。

附 則

1 この規則は、昭和47年10月17日から施行する。

2 昭和47年4月1日からこの規則施行の日までの間における文書決裁の取扱いについては、この規則に基づいて行われたものとみなす。

附 則

この規則は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する

別表（第2条関係）

| 事 項 | | 名 義 者 | 専 決 者 |
|----------------------|---|-------|-------|
| 共 通 | 1 法令等に基づく主管官公庁への協議、申請及び報告書等のうち、技術的なもの又は定型的なもの | 校 長 | 事務部長 |
| | 2 校長名をもってする照会文書又は回答文書のうち、軽易なもの又は定型的なもの | 〃 | 〃 |
| | 3 事務部長名をもってする照会文書又は回答文書のうち、軽易なもの又は定型的なもの | 事務部長 | 主管課長 |
| | 4 職員（教員及び課長以上を除く。）の休暇に関するもの | 校 長 | 総務課長 |
| | 5 職員（教員を除く。）の超過勤務及び休日勤務に関すること。 | 〃 | 所属課長 |
| | 6 旅行命令等（教員を除く。）に対する復命書に関すること。 | 〃 | 事務部長 |
| | 7 校長名をもってする各種証明のうち、軽易なもの | 〃 | 主管課長 |
| 庶 務 関 係 | 1 任命権を委任されている職員（教員を除く。）の任免（降任、免職及び休職を除く。）に関するもの | 校 長 | 事務部長 |
| | 2 奉給の決定に関するもの | 〃 | 〃 |
| | 3 退職手当の決定に関するもの | 〃 | 〃 |
| | 4 事務系職員の特別昇給及び級別定数の管理並びに運用に関するもの | 〃 | 〃 |
| | 5 事務系職員の期末手当及び勤勉手当の決定に関するもの | 〃 | 〃 |
| | 6 扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の認定並びにこれら手当の事後の確認に関するもの | 〃 | 〃 |
| | 7 非常勤職員（非常勤講師を除く。）の任免及び給与の決定に関するもの | 〃 | 〃 |
| | 8 労働災害に関するもの（重大災害を除く。） | 〃 | 〃 |
| | 9 職員の健康管理に関するもの | 〃 | 〃 |
| | 10 職員の福利厚生及びレクリエーションに関するもの | 〃 | 〃 |
| | 11 職員（教員を除く。）の研修に関するもの | 〃 | 〃 |
| | 12 児童手当に係る認定及び給付額の決定に関するもの | 〃 | 〃 |
| | 13 職員の財産形成貯蓄に関するもの | 〃 | 総務課長 |
| | 14 非常勤職員の厚生年金及び社会保険に関するもの | 〃 | 〃 |
| | 15 給与の支払報告に関するもの | 〃 | 〃 |
| | 16 人事記録の移管等に関するもの | 〃 | 〃 |
| | 17 研究紀要、要覧等の送付に関するもの | 〃 | 〃 |
| | 18 諸公募の通知及び諸掲示に関するもの | 〃 | 〃 |

| | | | |
|------------------|---|-----|------|
| 会 計 関 係 | 1 概算要求、予算配分その他予算に関する重要なものの以外の予算に関するもの | 校 長 | 事務部長 |
| | 2 予算及び決算の諸報告に関するもの | | 〃 |
| | 3 不動産の使用又は貸付けの許可に関するもの | | 〃 |
| | 4 立木竹の枯損倒木等による処分に関するもの | | 〃 |
| | 5 職員宿舎の貸与及び明渡猶予の承認申請に関するもの | | 〃 |
| | 6 物品の分類換、管理換及び不用決定に関するもの | | 総務課長 |
| | 7 物品の無償貸付及び譲渡に関するもの | | 〃 |
| | 8 寄贈物品の受入れに関するもの | | 〃 |
| | 9 科学研究費補助金の経理に関するもの | | 事務部長 |
| | 10 安全管理者、安全管理担当者、危害防止主任者及び火気取締責任者の命免に関すること。 | | 〃 |
| | 11 防火管理者及び危険物取扱者の命免に関すること。 | | 〃 |
| | 12 不動産の監守者及び補助監守者の命免に関すること。 | | 〃 |
| | 13 施設工事に係る申請、届出及び報告に関するもの | | 〃 |
| 学 生 関 係 | 1 入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関するもの | 校 長 | 事務部長 |
| | 2 保証人の住所及び保証人の変更に関するもの | | 学生課長 |
| | 3 学生の氏名変更、住所変更その他一身上の異動に関するもの | | 〃 |
| | 4 学生の工場実習及び教育実習に関するもの | | 〃 |
| | 5 学生証の交付に関するもの | | 〃 |
| | 6 在学生及び卒業生の諸証明等に関するもの | | 〃 |
| | 7 施設及び設備の使用許可願に関するもの | | 〃 |
| | 8 欠席届、遅刻届、早退届及び忌引届に関するもの | | 〃 |
| | 9 施設設備品の破損届及び遺失届に関するもの | | 〃 |
| | 10 学術講演会に関するもの | | 〃 |
| | 11 学生の就職に関するもの | | 〃 |
| | 12 学生の集会及び催物に関するもの | | 〃 |
| | 13 学生の課外活動に関するもの | | 〃 |
| | 14 課外活動施設の使用許可に関するもの | | 〃 |
| | 15 奨学事務に関するもの | | 〃 |
| | 16 学生の定期健康診断及び課外活動のための健康診断に関するもの | | 〃 |
| | 17 学生の車両使用許可に関するもの | | 〃 |
| | 18 日本体育・学校健康センター及び学生の傷害保険に関するもの | | 〃 |
| | 19 寮生の入退寮許可に関するもの | | 〃 |
| | 20 寮生会役員及び指導寮生の任命に関するもの | | 〃 |
| | 21 寮生会会則の制定、改正等承認に関するもの | | 〃 |
| | 22 学寮における懇談会等の開催に関するもの | | 〃 |
| | 23 寮生以外の者の寮内宿泊に関するもの | | 〃 |

| | | | |
|----------------------------|---|-----|------|
| 共 済 組 合 関 係 | 1 共済組合本部長よりの通知、通達文書等に関すること。 | 支部長 | 事務部長 |
| | 2 共済組合員証等の交付、更新、記載事項及び検認に関するこ と。 | // | 総務課長 |
| | 3 組合員及び被扶養者の認定に関するもの | // | 事務部長 |
| | 4 共済組合の短期経理、業務経理、保険経理、貸付経理の収入 及び支出並びに振替伝票に関すること。 | // | // |
| | 5 各経理の回送金の請求及び通知に関すること。 | // | 総務課長 |
| | 6 各経理の証明書等に関するもの | // | // |
| | 7 長期給付に関するもの | // | // |
| | 8 共済組合の定期、調査報告等に関するもの | // | // |
| | 9 賦金事業及び貸付返済金等の徴収に関するもの | // | // |